

配偶者の税額軽減 ～制度創設の趣旨とその概要～

その1

今月から、配偶者に対する相続税額の軽減（相法19条の2）の規定（以下「配偶者の税額軽減」といいます。）について、実務上の取扱いなどを中心に解説することとします。相続税の申告に当たり、配偶者の税額軽減の規定は、小規模宅地等の特例の適用と同様に最も多く活用されている制度です。

1. 制度創設の趣旨

配偶者に対する相続税について、軽減措置が設けられたのは昭和25年で、シャープ勧告に基づき従来の遺産課税方式から取得者課税方式に切換えたもので、配偶者の相続税については、①残存配偶者の取得する財産は、生前の夫婦の協力により蓄積されたものであること、②負担者残存配偶者が死亡した場合には、同一時代に2回課税することになるので、税負担を軽減させる必要があると認められたことから、配偶者が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得財産の2分の1を控除して課税されることとされました。

昭和33年からは、従来の課税価格の減額から相続税額の控除に改正され、その後も部分的な改正を経て今日に至っています。

● 配偶者に対する相続税の軽減措置の制度創設から改正の経緯は以下のとおりです。

年分	軽減措置の内容
昭和25年～昭和32年	配偶者の課税価格を2分の1に減額
昭和33年～昭和41年	配偶者が納付する相続税額の2分の1を控除。ただし、遺産額が3,000万円を超えるときは、遺産額を3,000万円とした場合に算出される税額の2分の1を限度とする。
昭和42年～昭和45年	配偶者の法定相続分に対応する相続税額を控除。ただし、遺産額が3,000万円とした場合の法定相続分に対応する税額を限度として控除。
昭和46年～昭和49年	昭和42年の措置との選択により、婚姻期間が20年以上の配偶者が取得する遺産については、3,000万円に対応する相続税額を限度として非課税。また、婚姻期間が10年以上20年未満の配偶者が取得する財産については、 $\{1,000万円 + 200万円 \times (\text{婚姻年数} - 10)\}$ に対応する相続税額を限度として控除（昭和47年～）。
昭和50年～昭和55年	遺産の3分の1または4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除。
昭和56年～昭和62年	遺産の2分の1または4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除。
昭和63年～平成5年	配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対する税額までの控除。
平成6年～	配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対する税額までの控除。

2. 制度の概要

配偶者の税額軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらが多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

① 1億6千万円 又は ② 配偶者の法定相続分相当額

（注）この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。

したがって、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書又は更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは、税額軽減の対象になります。

なお、相続税の申告期限から3年を経過する日までに分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたときも、税額軽減の対象になります。

3. 配偶者の税額軽減を受けるための手続

(1) 税額軽減の明細を記載した相続税の申告書又は更正の請求書に戸籍謄本等のほか遺言書の写しや遺産分割協議書の写しなど、配偶者の取得した財産が分かる書類を添えて提出します。遺産分割協議書の写しには印鑑証明書（原本）も添付する必要があります。

(2) 相続税の申告後に行われた遺産分割に基づいて配偶者の税額軽減を受ける場合は、分割が成立した日の翌日から4か月以内に更正の請求という手続をする必要があります。（文責：山本和義）